

高度無線環境整備推進事業

- ・5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- ・また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体：直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合：（自治体が整備する場合）

【離島】

国	自治体
2/3	1/3

【その他の条件不利地域】

国（※）	自治体（※）	（※）財政力指数0.5以上の自治体 は国庫補助率1/3
1/2	1/2	

※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

令和5年度当初予算：42.0 億円

令和4年度当初予算：36.8億円

令和4年度2次補正予算：28.4億円

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

国	3セク・民間
1/2	1/2

【その他の条件不利地域】

国	3セク・民間
1/3	2/3

イメージ図



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

（公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外）

※地方公共団体が事業主体となる事業において、予算額を上回る事業要望があった際は、当該団体におけるマイナンバーカード交付率を考慮の上、事業採択を行う場合があります。